

選ばれる地域No.1 代理店づくり!

～営業戦略編～

セブンスタークonsulting株式会社

代表取締役 佐々木 篤史

シニアコンサルタント 平野 芳生

29

ランチエスター転売問題、情報漏洩型の隠密心理学者に基づいた新規セールス、高級スキーリペアの3つの柱を基に開発／代表代理店、営業パーソン向けに「売上続ける仕組みづくり」の営業力強化支援コラムとして活動中。独立行政法人 中小企業基盤整備機構、新規支援アドバイザー、NPO法人 ランチエスター協会認定インストラクター、一般社団法人 地域活性化推進機構登録専門家、NPO法人 リスクマネジャー＆コンサルタント会員 シニアコンサルタント。

<https://sevenstars-consulting.com/>

代理店経営
（規模成長性）
選定する際は、
重点エリアを
確実に確保す
るためには、
市場規模が一
定のサイズでな
どで、市場の平
面化は重要な作
業となります。
事業が発生す
るとして、大き
過ぎたりする事
件なども発生す
ることになります。
代理店づくりは、
自社の力と、市
場の力を組み合
わせて、市場を確
実に確保する事
件となります。

前回は、S子もやうの
戦略マップの作成につ
いて解説をしました。
今回は、S子もやうの
商圏の細分化と重点エリ
アの設定について、解説
をいたします。
戦略マップの作成が完
了したら、以下の分析を行
います。

①商圏は望ましい形にな
っているか
・実力以上に商圏が広
きないか
・形式上の商圏と実態の
ズレはないか
・次商圏70%、二次商
圏95%の分布が自安に
照らしだどうか

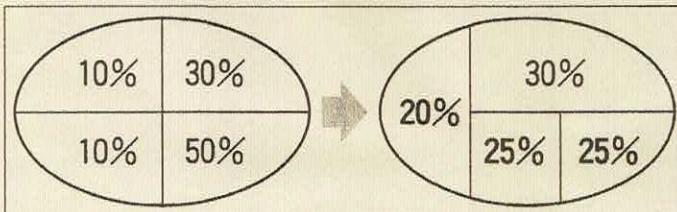
商圏の細分化と重点エリ
アの設定について、解説
をいたしました。
戦略マップの作成が完
了したら、以下の分析を行
います。

②自社顧客の分布をどう
見るのか
・地理的・地盤を強化して
いるか
・自社の強い地域、弱い
地域の理由は何か
・地理的な分析、移動効
率（ラーラー）調査
の地盤需要の多寡
そして、次に行うこと
は、自社が重點的に優先
して攻略すべき地域を検
討するところです。そのた
めには、戦略マップをみ
ながら、商圏をいろいろ
な観点から区切つてみ
て細化していく作業

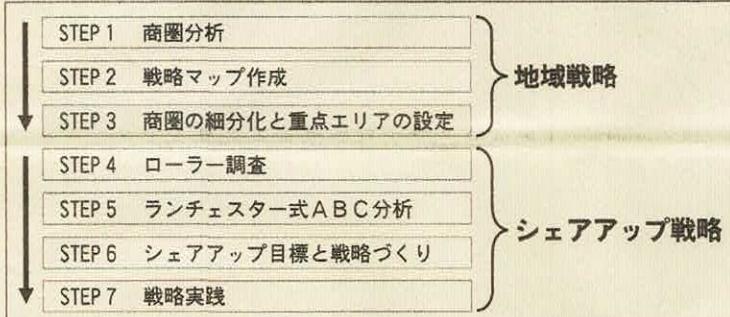
商圏の細分化と重点エリアの設定 市場の規模を細分化して 平準化を図る

代理店経営情報 シンニチ代理店版

図表1 市場規模の平準化



<シェアアップ戦略のプロセス>



図表2 地域の魅力度と自社の強弱

■ 地域の魅力度と自社の強弱	と自社の強弱を選定
■ 地域戦略	■ 重点エリア政策
■ シェアアップ戦略	■ プロセスは細分化
■ ① 地域の魅力度と自社の強弱	■ 重点化・標準化と いう流れを押さえ ることが大切です。
■ ② 地域戦略	■ プロセスは標準化と 統一化を図ります。
■ ③ シェアアップ戦略	■ プロセスは標準化と 統一化を図ります。
■ ④ ローラー調査	■ ローラー調査
■ ⑤ ABC分析	■ ABC分析
■ ⑥ 戰略づくり	■ 戰略づくり
■ ⑦ 戰略実践	■ 戰略実践

Go Toの給付金、一時所得として課税対象に 国税庁、新型コロナに係る助成金の課税関係FAQで明示

国税庁がこのほど更新した「新型コロナウイルス感染症に関連する納税などについてのFAQ」の項目の一つ、「個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い」で、Go Toキャンペーン事業における給付金が一時所得として課税されることが明らかとなりました。

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがあります。こうした助成金は所得税の課税対象となるかどうかについて、このFAQでは、「個別の助成金の実質関係によって課税関係が異なる」とし、非課税、課税となるものそれぞれについて、具体例を挙げながら説明をしています。

【非課税となるもの】

次のような助成金（商品券などの金銭以外の経済的利益を含む。以下同じ）は、非課税となります。

①助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの

例：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金および新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）／特別定額給付金（新型コロナ税特法4条1号）ならびに子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法4条2号）

②その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの

・学費として支給される金品（所得税法9条1項15号）

例：学生支援緊急給付金

・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）

例：低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金／新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金／企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券／東京都のベビーシッター利用支援事業における助成

■ Go To給付金、他の一時所得と合わせて50万円以上なら課税【課税となるもの】

上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。

①事業所得等に区分されるもの

事業に関連して支給される助成金（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払資金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）

例：持続化給付金（事業所得者向け）／家賃支援給付金／農林漁業者への経営継続補助金／文化芸術・スポーツ活動の継続支援／東京都の感染拡大防止協力金／雇用調整助成金／小学校休業等対応助成金／小学校休業等対応支援金

なお、補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合には、税負担は生じません。また、支払資金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。

知ってトクする 税務情報

1046



※各種給付金等の申請手続に際して発生した費用（行政書士に対する報酬料金など）は必要経費に該当。

②一時所得に区分されるもの

例えば、事業に関連しない助成金で臨時に一定の所得水準以下の人に対して一時に支給される助成金
例：持続化給付金（給与所得者向け）／Go Toキャンペー
ン事業における給付金

なお、Go Toキャンペーンは、Go To Eat, Go To トラベルの両方が対象です（農林水産省、国土交通省がそれぞれ明示）。ただし、課税対象となります。一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

※一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告は不要。

また、このFAQにはありませんが、Go Toでのポイントや食事券の有効期限は来年3月31日までとなっています。いつの一時所得になるのかについては、付与時点ではなく使用時、つまり今年12月31日までに使用した分は2020年の、来年1月1日から3月31日までに使用した分は2021年の一時所得になると思われます。

③雑所得に区分されるもの

上記①、②に該当しない助成金

例：持続化給付金（雑所得者向け）
国税庁では、上記具体例に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口に確認するよう呼び掛けています。